

組合員各位

アルコール残量検知での懲戒免職処分について

暑中の候、市営交通事業の安全輸送に、日々、ご精励されております組合員の皆様に敬意を評します。

横交は、労働組合の任務のひとつとして「働く者が安心して生活できる社会をつくる」とことと認識し組合員各位のご協力の下、諸活動を行っております。

今般、大変残念なことです、アルコール残量検知で基準値を上回る検知により、懲戒免職処分者が出てしまいました。多くの利用者の生命をお預かりする交通事業者としてアルコールを体内に残しての業務に就くことは絶対にあってはならないことであり、これまでも組合員の理解と協力の下「撲滅運動」を展開してきました。

アルコール飲酒に関する基本的な知識として、ビール大瓶（1本）・日本酒（一合）に含まれるアルコールが、体内で分解・消化されるのに3時間以上が必要なこと。

これまでのアルコール残量検知の経験から

- ① ひとりでは飲まない(家庭で飲む場合は、家族と会話をしながら「飲み過ぎない」ように気をつける)。
- ② 「だらだら」と長時間にわたって飲酒しない。
- ③ 22時以降は、生体特性からアルコールの分解・消化の能力が低下するので極力飲酒は避ける。
- ④ 遅刻や遅刻間際のアルコール検知で処分者が出ている(余裕のある出勤時間の確保)。

などを参考として、自らを守る飲酒を心がける必要があります。

横浜をはじめ全国の公営交通は、利用者・市民から「必要とされ！信頼される！公営交通(市営バス・市営地下鉄)」となるように、意識改革も含めたキャンペーン活動も取り組んでおります。ひとつの不祥事により、日々の努力の積み重ねである「お客様の信頼が水泡に帰す」ことは、これまでも多々経験をして参りました。

一方では、「先の見えない」混沌とした社会状況・社会不安から、公務員に対するバッシングが強まっています。自らの雇用・生活を守る上からも、組合員ひとり一人が「気持ちを引き締め」ていくことが、今、求められています。

今後とも、横交一体となって諸行動に取り組んでいきましょう。

2008年7月31日

横浜交通労働組合